

# 志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 29 日

告示第 72 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の事業者が、その将来を担う人材を確保することを目的として従業員への奨学金返還支援制度を設け、かつ、従業員の奨学金返還を代理することに対し、市が志摩市未来人材奨学金応援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事務所、店舗又は工場等を有し、かつ、現に事業を営み、次の要件を全て満たす者をいう。
  - ア 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の適用を受けていること。
  - イ 国及び地方公共団体の出資等(株式の保有を含む。)により事業を営むもの及び公共的団体でないこと。
- (2) 正規雇用 次の要件を全て満たす雇用形態をいう。
  - ア 事業者が直接雇用し、かつ、期間の定めのない雇用であること。
  - イ 1 週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。
  - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。
  - エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (4) 対象従業員 この要綱による補助金の交付を受ける事業者による奨学金の代理返還を受ける者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象従業員を正規雇用していること。この場合において、市外に主たる事業所を有する事業者は、市内の事務所、店舗又は工場を対象従業員の勤務地とし、市外への転勤を命じないこと。
- (2) 当該事業者の就業規則又は賃金規程等の文書で明確に奨学金返還支援を行うことを定め、当該対象従業員の返済額の2分の1以上を代理返還すること。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 事業者の事業において清算手続、破産手続、更生手続若しくは承認援助手続又は特別清算に関する手続が開始されていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業者が、対象従業員の奨学金を代理返還した額とする。

2 補助対象経費は、補助対象事業者の賃金計算期間にかかわらず、補助金の交付の申請日(以下「申請日」という。)の属する年度中に代理返還した額であり、かつ、当該申請日の属する月以降に行ったものに限る。

(対象従業員の範囲)

第5条 対象従業員は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 雇用期間の定めがなく補助対象事業者に正規雇用されていること。
- (2) 申請日において、市内に住民登録があること。
- (3) 申請日において、貸与された奨学金を対象従業員本人が返還予定又は返済中であること。

- (4) 初回の申請日の属する年度の初日(4月1日。ただし、当該年度の初日の翌日以降に採用された者については、当該採用日とする。)において、当該補助対象事業者採用されて3年以内であること。この場合において、当該年度の初日において、事業所の奨学金返還支援制度が設けられていない場合は、当該制度が設けられた日(ただし、制度創設日の翌日以降に採用された者については、当該採用日とする。)において、当該補助対象事業者採用されて3年以内であること。
- (5) 申請日の属する年度の3月末日において、35歳未満であること。
- (6) 申請日の属する年度の3月末日(ただし、3月末日の前日以前に第13条の実施報告を行う場合は、当該報告日とする。)において、申請日と同じ事業所に在籍していること。
- (7) 個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む。)と同居している親族でないこと。ただし、勤務形態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。
- (8) 当該対象従業員に係る補助金として、補助対象事業が補助金の交付を受けた期間が120箇月未満であること。この場合において、期間は、当該対象従業員が補助対象事業者採用された日の属する月を1箇月目とし、転職等により以前勤務していた事業所でこの補助金の対象となっている場合は、その期間を通算するものとする。
- (9) 志摩市奨学金返済支援補助金交付要綱(平成29年志摩市告示第72号)に規定する志摩市奨学金返済支援補助金の交付を受けている場合、補助対象期間が重複していないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象従業員1人につき補助対象事業者が交付申請を行った年度に代理返還した額の2分の1とし、年額10万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、繰上げ返済等による奨学金の返還額は、前項に規定する期間中に返済した奨学金の返還額に含まないものとする。

3 補助金を申請する年度の前年度までに交付を受けた補助金の合計額(以下「既交付額」という。)に第1項の規定により計算して得た額を加えた額が、100万円を超える場合は、同項の規定にかかわらず、100万円から既交付額を除いた額を限度とする。

(補助対象事業者の認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を添えて提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、継続をするための申請については、新規の内容に対し変更がない場合は第2号イ及びウの書類の提出を省略することができる。

(1) 新規 次に掲げるもの

ア 志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者認定申込書兼誓約書(様式第1号)

イ 履歴事項全部証明書(3箇月以内に発行されたもの)

ウ 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)

エ 市税に滞納がないことの証明書

(2) 継続 次に掲げるもの

ア 志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者継続申請書(様式第2号)

イ 履歴事項全部証明書(3箇月以内に発行されたもの)

ウ 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付対象者として認定をするときは志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者認定通知書(様式第3号)により、認定をしないときは志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者不採用通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条の規定により認定を受けた申請者は、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し
  - (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (3) 住民票又は運転免許証等の官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所を確認できる書類の写し
  - (4) 従業員名簿又は組織図等対象従業員の勤務地が分かる書類
  - (5) 対象従業員の奨学金返還の口座振替加入通知等、奨学金賞与機関が発行する返済計画明細書の写し
  - (6) 対象従業員の市税に滞納がないことの証明書
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金を交付すると認められる場合であっても、補助対象事業者が次に掲げる事項に該当する場合は交付の決定をしないものとする。

- (1) 同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を既に受けているもの
- (2) その他補助金を交付することが適当でないと市長が認めるもの

4 市長は、第1項の通知に際し、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第11条 前条の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「交付決定者」という。)は、第1号に掲げる変更を行おうとする場合は志摩市未来人材奨学金応援補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)を、第2号に掲げる中止又は廃止を行おうとする

場合は志摩市未来人材奨学金応援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 新たな従業員を補助対象として申請する場合
- (2) 補助対象事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき(当該補助対象事業が完了する前であっても、補助金の額が確定したと市長が認める場合を含む。)又は前条の交付決定日の属する年度が終了したときは、志摩市未来人材奨学金応援補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 納付書控え等代理返還したことを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を精査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、速やかに志摩市未来人材奨学金応援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条で決定した内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付決定者が、法令又はこの要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 交付決定者が補助金を他の用途に使用する等、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、当該交付決定者に既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じたときは、志摩市未来人材奨学金応援補助金返還命令書(様式第 12 号)により当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、市長にこれを返還しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 28 日告示第 116 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 8 条の規定により認定を受けた者は、改正後の志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 8 条の規定により認定されたものとみなす。

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名

連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者認定申込書兼誓約書

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり認定を申し込みます。なお、申込みに当たり、要綱第 3 条の各要件を満たしていることを誓約します。

記

1 事業者概要

名称	
志摩市内事業所所在地	
業種	※ 2 つ以上該当する場合は、主となる分類に下線を引いてください。
HP アドレス	

2 連絡担当者

担当者氏名	
所属部署名	
電話番号	
メールアドレス	

※ 記載いただいた項目のうち、名称・所在地(市町村名のみ)・業種・HP アドレスは、登録事業者一覧の情報として市 HP に掲載しますので、御了承ください。

3 添付書類

- (1) 履歴事項全部証明書(3 箇月以内に発行されたもの)
- (2) 会社概要(概要がわかる会社案内、パンフレット等)
- (3) 市税に滞納がないことの証明書

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所  
事業者名  
代表者の役職・氏名  
連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者継続申請書

本制度の認定を継続したいことから、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 7 条に基づき、次のとおり申請します。

記

1 申請内容

継続を希望する年度	年度
-----------	----

2 連絡担当者

担当者氏名	
所属部署名	
電話番号	
メールアドレス	

3 添付書類

※ 新規申込時に提出いただいた内容に変更が無い場合は提出不要

- (1) 履歴事項全部証明書(3 箇月以内に発行されたもの)
- (2) 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名 様

志摩市長 印

志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者認定通知書

年 月 日付で申請のありました志摩市未来人材奨学金応援補助金について、貴社を補助対象事業者として認定しましたので、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

対象年度： 年度

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名 様

志摩市長 印

志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者不採用通知書

年 月 日付で申請のありました志摩市未来人材奨学金応援補助金補助対象事業者の認定申請について、貴社を不採用としましたので、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

不採用の理由：

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所  
事業者名  
代表者の役職・氏名  
連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付申請書

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 事業計画書 別添のとおり
- 3 補助対象経費の総額 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 添付書類
  - (1) 対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し
  - (2) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (3) 住民票又は運転免許証等の官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所を確認できる書類の写し
  - (4) 従業員名簿又は組織図等対象従業員の勤務地が分かる書類
  - (5) 対象従業員の奨学金返還の口座振替加入通知など、奨学金賞与機関が発行する返済計画明細書の写し
  - (6) 対象従業員の市税に滞納がないことの証明書
  - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名 様

志摩市長 印

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました志摩市未来人材奨学金応援補助金の交付については、下記のとおり決定したので、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付の決定 交付決定・不交付決定
- 2 交付の決定をした場合  
交付決定額 金 円
- 3 不交付の決定をした場合  
理由：

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所  
事業者名  
代表者の役職・氏名  
連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金  
交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

(備考) 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名

連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業中止(廃止)の年月日、期間

- (注) 1 不要の文字を抹消して使用すること。  
2 理由については、できる限り詳細に記入すること。  
3 関連する資料があれば添付すること。

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名

連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記の補助事業について、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 実施結果

事業計画書のとおり

2 添付書類

- (1) 納付書控え等代理返還したことを確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号(第 14 条関係)

年 月 日

(宛先)志摩市長

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名

印

連絡先

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた上記の事業について、志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 14 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

< 振込先 >

銀行名	支店名	預金種目	口座番号
口座名義人			
(フリガナ)			

様式第 11 号(第 15 条関係)

第 号  
年 月 日

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名 様

志摩市長 印

志摩市未来人材奨学金応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定しました志摩市  
未来人材奨学金応援補助金について、次のとおり取り消しましたので志摩市  
未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知しま  
す。

記

1 取消金額 円

2 理由

様式第 12 号(第 16 条関係)

第 号  
年 月 日

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名 様

志摩市長 印

志摩市未来人材奨学金応援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により確定しました志摩市未来人材奨学金応援補助金について、次のとおり返還するよう志摩市未来人材奨学金応援補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付済金額 円
- 2 返還金額 円
- 3 返還期日 年 月 日
- 4 理由